

2019年9月30日

内閣総理大臣 安倍 晋三様
厚生労働大臣 加藤 勝信様

国際婦人年連絡会世話人 紙谷 雅子
大倉多美子
橋本 紀子

ILO「暴力とハラスメント禁止条約」の早期批准と

セクシュアル・ハラスメント禁止のための包括的国内法整備を求める要望書

先般の第198回通常国会において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。女性をはじめ多様な労働者が活躍できる就労環境を整備するため、一般事業主の「パワー・ハラスメント(以下パワハラ)防止」義務の対象拡大、情報公開の強化、パワハラ防止のための雇用主の措置義務の新設等、改正の方向性については一定の前進と評価いたします。しかし、現状からみて、その実効性については、多くの点で疑念を抱かざるをえません。

特に「セクシュアル・ハラスメント(以下セクハラ)」については、昨年来の官僚・政府高官によるセクハラ言動をはじめ、マスコミ界のセクハラ・パワハラ事件が相次ぎ、いずれもうやむやな謝罪や軽微な罰金のみで、事件の収束が図られています。求職中の学生などに対するセクハラや、女性のみにもパンプスやハイヒールを強制する#KuTooなどは、未だ管理者の平等意識が変わっていないことを明らかにしております。また、最近ではフリーランスへのパワハラ・セクハラも問題になっています。6月26日の厚生労働省の発表では、2018年度に全国の労働局に寄せられたパワハラ相談は過去最多となり、82,000件を超えました。

一方、国際的には2017年にハリウッド女優の告発で始まった#MeToo運動が、たちまち世界に広がり、世界でもセクハラが常態化していることが明らかになりました。そしてついに最近のILO総会では、6月21日、仕事の場における「暴力とハラスメント禁止条約」が採択されました。

いま、私達は、セクハラは行為そのものが犯罪であり、パワハラと共に禁止・厳罰にすべきであると考えます。その意識を全ての人が持ち、性に係わらず安心して働き、生活していくことが出来るように、以下のことを要望します。

- 一、第198国会で改正した法律とその付帯決議を背景として、ILO「暴力とハラスメント禁止条約」を日本が早期に批准し、実現を図ること。
- 一、今回の法改正の参議院における付帯決議を踏まえ、ハラスメント行為そのものを禁止する規定を明記し、罰則を定め、被害者に損害賠償請求権を認め、被害者の秘密保護・救済措置など相談しやすい態勢を作ること。
- 一、ハラスメントをカテゴリー別に規制する現在のさまざまな法制度のあり方を見直し、一本化した包括的なハラスメント禁止国内法を整備して指針を策定し、周知すること。